

## 必要図書一覧

(工事完了報告までに変更があれば再協議、図面差し替え願います。審査指導課との調整を必ず行って下さい)

### 住宅(戸建住宅・共同住宅 共通)

①誓約書

②建設行為位置図、

土地利用計画図(環境整備室の担当者の確認印が押印されたもの、写しでも可)

③ごみ集積設備の詳細・構造図

(配筋及び排水柵位置形状、求積を記載したもの。環境整備室の担当者の確認印が押印されたもの、写しでも可)

④近隣住民への説明報告書(ごみ集積設備設置についての住民意見)

※ごみ集積設備の位置、形状について、近隣住民に説明してください。

⑤工事完了届出

工事完了時

⑥ごみ集積設備の写真

工事完了時

### 【協議についての留意事項】

#### I 公道面に接し収集車が通り抜けられる位置

\*戸建住宅で建設行為地域内に新たな公道がある場合、その公道沿いも可  
(転回地があること又は収集車が既存道路から安全に後退可能な位置にあること)

#### II 利用住民の利便性を考慮し、利用距離は50m以内とすること

#### III 集積場入り口前は電柱、道路柵等を避けること

\*戸建住宅については、工事完了後の寄附予定について検討すること  
寄附にあたっては、条件などについて事前に調整を行うこと  
(扉、屋根、水道栓等がある場合寄附は不可)

\*共同住宅用ごみ集積設備については、ごみ集積設備の扉、屋根の設置について検討すること  
扉、屋根の設置にあたっては開口部を幅、高さとも2m確保すること

## 誓約書

令和 年(20 年) 月 日

箕面市みどりまちづくり部長

施主 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

開発等の区域の地番

戸建住宅 戸

共同住宅 戸

ごみ集積設備有効面積 m<sup>2</sup>

今般、上記の建設行為（開発行為）を行うに際し、箕面市まちづくり推進条例第18条第1項第6号に規定するごみ集積設備に関する事項を遵守します。

また、上記の建設行為によるごみ集積設備の設置に際し、本工事施工前、施工中及び施工後であっても、近隣住民等から苦情、紛争その他トラブルが生じたときは、速やかにこれを処理解決するとともに、万一これが解決できないときは、工事施工の一時中止等の方法をとるなど、私どもで責任を持って解決することを誓約いたします。

なお、ごみ集積設備は居住者または管理会社等で管理することとし、ごみ集積設備の使用者に対してごみの分別排出ルールを遵守するよう説明します。

(添付資料)

- ・別図（建設行為位置図、土地利用計画図、ごみ集積設備の詳細・構造図）
- ・近隣住民等への説明報告書（ごみ集積設備設置についての住民意見）

※「土地利用計画図」「ごみ集積設備の詳細・構造図」には環境整備室の担当者の確認印が必要です。

※「ごみ集積設備の詳細・構造図」には、配筋及び排水樹位置形状、求積を記載して下さい。

※一団地の建設行為に関する協議の場合、現時点における将来計画に対応する規模のごみ集積設備を一期工事の段階で設置して下さい。





## 工事完了届

令和 年(20 年) 月 日

箕面市みどりまちづくり部長

施主 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

開発等の区域の地番

戸建住宅

戸

共同住宅

戸

ごみ集積設備有効面積

㎡

入居予定年月日

上記の建設行為が完了しましたので届出いたします。

なお、ごみ集積設備の使用者に対して、箕面市のごみの分別排出ルールを遵守するよう説明します。

(添付資料)

- ・ごみ集積設備の写真(2、3枚程度)